

山口県立山口図書館広告掲出募集要項

県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っております。

については、山口県立山口図書館内へ掲出する広告を次のとおり募集します。

1 掲出場所等

- (1) 所在地 山口市後河原150-1
- (2) 掲出施設及び場所 山口県立山口図書館 正面エントランス壁面
- (3) 開館日及び時間
火曜日～金曜日 9時～19時
土曜日、日曜日、祝日 9時～17時
ただし、毎週月曜日、月末整理日、12月28日～1月4日、資料点検期間中は閉館します。
- (4) 入館者数 133,818人（令和5年度実績）

2 広告媒体

山口県立山口図書館内壁面の広告掲示板（広告掲示板は県が設置します。）

3 広告の規格

B2版縦（縦728mm×横515mm）以内

4 募集枠数

4枠

5 広告掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

6 広告料

- (1) 8,000円／月を最低価格として、申込者が提示してください。（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 広告の申し込み期間は3ヶ月以上とし、月単位でお申し込みください。
※広告原稿等の作成に要する経費は、広告掲出者の負担となります。
※別途、行政財産使用料316円程度／月（消費税及び地方消費税を含む）が必要となります。

7 募集方法等

- (1) 募集期間
令和7年1月29日（水）から2月12日（水）午後5時まで
ただし、申込みのなかった広告枠の広告掲載については、随時、受付をします。
- (2) 申込方法
山口県立山口図書館広告掲出申込書（様式1）に記入のうえ、必要書類を添えて山口県立山口図書館総務管理グループまで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は令和7年2月12日（水）必着とします。

(3) 広告掲出者の決定方法

山口県広告掲載基準第3条に基づき、広告の掲出が適当であると認めた者のうち、申込額が高い方から順に広告掲出者に決定します。

※同額での申込者が2者以上あり、募集枠を超えるときは、くじにより広告掲出者を決定します。

※広告掲出者を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

8 広告内容の審査

広告内容について、事前に審査を行いますので、山口県立山口図書館広告掲出承認願（様式2）と広告原稿を、指定する日までに山口県立山口図書館総務管理グループまで提出してください。

※審査後、掲出の可否についての結果を通知します。

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合があります。

9 掲出できない広告

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの（選挙に関するものを含む）
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号で掲げるもののほか、県資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの

※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

10 広告料等の納入

広告料及び行政財産使用料を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先

〒753-0083

山口市後河原150-1

山口県立山口図書館 総務管理グループ

TEL 083-924-2119

FAX 083-932-2817